

## 令和7年第8回農業委員会総会議事録

1 開会日時 令和7年8月25日（月）午前 9時00分

2 閉会日時 令和7年8月25日（月）午前 9時27分

3 場所 小国町役場 4階 大会議室

4 出席した委員 1番 安部 茂 5番 小嶋 剛  
2番 大谷 健人 6番 金 敦子  
3番 横山 隆藏 7番 山口 満

5 欠席した委員 4番 舟山 孝夫

6 出席した職員 事務局長 伊藤 哲史  
事務局次長 大谷 愛子  
書記 安部 佳奈

7 欠席した職員 なし

## 8 付 議 案 件

議第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議第19号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

報第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議長 皆様、おはようございます。

本日は舟山委員が欠席でございますが、6名の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和7年第8回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議長 日程は、配布のとおりでございます。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議無いようでございますので、会期は、本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議長 本日の議事録署名委員は、5番委員、6番委員の両名にお願いいたします。

議長 それでは、議第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します議第17号について、事務局に説明を求めます

事務局 (説明)

申請地につきましては、お手元にお配りしている資料の1~2ページでご確認ください。

譲受人となる■■■■■さんは■■■にお住いの方ですが、元々は■■にお住まいになっていた方で、ご実家は、今回申請のあった農地に隣接しておりまして、電気、水道等も通っており、頻繁に通ってきているとのことでした。今後は畠として耕作を行う予定とのことで、事務局としては、問題なく農地の管理を行うことができると考えております。

なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いいたします。

5番委員 日程については、この両名とも■■■の■■行政書士に全件委任しているというようなことでありました。ただ、この経緯等々についてちょっと知りたいな

と思いまして。前日の18日夜ですけども、■■■■さんの方に電話をして、ちょっと話を聞いてみたんですけども、本人はあまりそう詳しくはなかったんですけど、とりあえずその譲受人の■■■■■さんの実家があるというようなことで、その実家の家のすぐ前の脇の農地。約二つで776m<sup>2</sup>。ということでありました。当日8月19日でしたけども、10時から■■行政書士さんに立ち会いをお願いして現地を調査してまいりました。■■■さんの家の前で車で横付けして、ちょっと行政書士さんを待っていたら、なんか脇の方で威圧感を感じたのでパッと見たらジャージー種が電柵も何もないところにうろうろしてあの一匹、放し飼いという形でおりました。で、なんかそこの農地も草をついばんだようなところがありまして、ただジャージーなのですごいおとなしくて、俺が行っても全然逃げなくて、脇で草を食べていたっていうような状況でありました。もともと■■の先生していた、■■さんの家がわきに、わきと言っても100m以上離れているんですけどありますて、そこに電柵があるんですけども、ただその周辺は可能で結構牛にとっては非常にいいような環境でありましたので、多分放したんだろうなと思います。もしこの話が進んで、移転が決定になればその時点で■■さんに話をして、ちゃんと牛を管理するようにということで、確認をしてまいりました。場所については一応畔もきちんと立っておりましたし、はっきりして、近々なんか■■■さんのいとこの人が家に入るみたいなことちらっと言っていましたので、時々来るというようなことで、あと近くに、近くっていつても元々■■の人のですね、■■■■の■■■■さんも親戚関係にあるということで、農地の管理の支援をお願いしながら、畑として利用したいという旨、お話をございました。隣接者に対しても何も問題なく、このチェック表によっても、全て該当しないというようなことで、確認してまいりましたので、審議をよろしくお願いします。

議長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。

議長 ございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第17号について、申請どおり、許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第17号について、申請どおり許可することにいたします。

議長 次に、議第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。

議第18号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

申請地につきましては、お手元に配布している資料の3～4ページでご確認ください。

当該地は農振農用地に該当しておりますが、砂利採取に伴うものですので、一時転用は可能となっております。

なお、農地法第5条第2項に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

1番委員 本件について、8月18日午前9時半から。■■さんは担当者の■■さん、あとは■■さんの■■担当の■■さん。その■■さんもまあ■■■の人ですけども、今は■■■から離れておりますけれども、この二人、あとは私と塚原さん、事務局の大谷さん。それで両■■さんは都合がつかないっていうようなことで、ただ、その砂利採取に関しては了解していますよという回答をもらっていますので。それで場所ですけども、場所は■■■で、この春にも同じような場所で、申請があったんですけども、その場所から農道を一本挟んでの土地です。話を聞くと最初全部やりたかったんですけど、農道があつたり水路があつたりでいっぺんにはできないということでやってるんで、それで、今回のこの田んぼ2枚については、今現在は耕作はしていませんけども、一昨年くらいかな、あのこの後■■さんが借りてっていうか■■さんだと思うんですけども、借りてあの大豆をやったそうですけども、石が多くてダメだという状況もあって砂利採取をしたいと。今回の場所は耕作している田んぼとは農道を隔ててますんで、耕作されている部分とは影響はありませんし、その田んぼとのつながりのところは原野。今回の申請になっているのは、田んぼの2筆の3,096m<sup>2</sup>ということで、あとは、その原野の部分が含まれているということでしたので、そういう面積になっていると思います。それで見た限り聞いたところでは砂利採取転用、許可しても問題ないのではないかと思います。違う話になりますけども、春申請のあつ

た場所は、やはり土砂というか土入れて復元してましたので、こちらも同じようにやりますよという話は伺っています。

議長 議第18号について、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

5番委員 ちょっと確認だけど、この地図を見ていただくと■■■と■■■の2筆の田んぼと、残りは原野ということですね。

事務局 農地転用として、届出申請がございましたのが■■■■と■■■■の2筆になってございますけれども、実際に砂利採取を行うのはこの2筆を含め周辺の原野などを含めた10筆を採取するという計画でございます。そのため、農地転用の申請の方をこの2筆でございますので、この2筆の部分だけ、あの地図上には表示してございますけれども、その周辺に原野を含めまして10筆ございまして、そちらの方を砂利採取を行うというような形でございます。

議長 その他ございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議長 議第18号について、許可相当と意見を決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第18号について、許可相当と意見を決定いたします。

議長 次に、議第19号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程します。

議第19号につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、2番委員に退席を求める。

(2番委員退席)

議長 それでは、議第19号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

今回の農用地使用集積等促進計画案は、移転でございまして、耕作者が■■■■■さんから■■■■■さんに変更となるものです。そのため、契約期間は現在の契約期間の終期である令和9年10月までとなっております。賃料などについては変更はございません。筆数につきましては7筆で、面積は73,680m<sup>2</sup>となってございます。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 議第19号について、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

議長 ございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第19号について、原案に異存ない旨の意見を付して回答することに異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第19号について、原案に異存ない旨の意見を付して回答することといたします。

(2番委員入場、着席)

議長 2番委員に報告いたします。議第19号について、原案に異存ない旨の意見を付して回答することにいたしました。

議長 次に、報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程いたします。報第5号について、事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第8回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦労様でした。

(午前 9時27分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和7年8月25日

議長

署名委員

署名委員